

弁護団だより

# みんなして

**No.7** 発行 2012年8月  
発行人：「生業を返せ、  
地域を返せ！」福島原発  
事故被害弁護団  
TEL：03-3379-6770

まだまだ厳しい暑さが続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

この弁護団だよりは、今後も、被害者の方々の想いや支援者の方々の声、弁護団の取り組み、東京電力や国をめぐる情勢などをお伝えし、被害者のみなさんと弁護団との結びつきを強め、みなさん同士の結びつきを強める、そんな紙面にしたいと考えています。

この紙面はみなさんのものです。意見の交流の場でもあり、討論の場でもあり、いこいの場でもあります。なにより東京電力と国に対するたたかいの力となるように、弁護団としても頑張っているニュースを作っていきます。

## 【最近の動き】

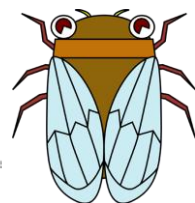
東電や国の動向	弁護団の取り組み
8月02日 ADR、旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料などについて総括基準を決定	8月01日 福島県北被害者の会、東電に対し総額2億4773万円直接請求（福島市）
8月03日 第27回原子力損害賠償紛争審査会開催	8月08日 浪江町の事業者、第1回ADR審理期日（東京）
8月21日 東電、観光業の風評被害の賠償対象地域の追加を発表	8月09日 相馬双葉漁協小買受人組合の東電交渉同行（福島市）
8月22日 首相、反原発市民団体と面会	8月20日 埼玉県、茨城県の商工業者の東電交渉同行（東京）
	8月24日 弁護団会議（東京）
	8月28日 福島県内の被害者の会との協議会（福島市）

☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

facebook ● <http://facebook.gwbg.ws/nariwai>

Twitter ● @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）

※ 題字「みんなして」は、深谷弁護士の筆によるものです。



## 勝つまで戦う～福島を訪ねて

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団 後藤富和

7月、原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団は、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団と被害者の会の方々の協力で、福島に向かいました。今回参加した九州の弁護士の多くが、初めての福島訪問となります。

持参した線量計は、博多駅構内で0.05μSv/h、東京駅構内0.1、福島駅前芝生0.9とだんだん上がって行き、昼食に立ち寄った福島駅近くの食堂では1.6、その駐車場の地表付近では6を示し、線量の高さに驚くとともに、このような中、福島県民の皆さんが一見何もなかったかのような生活をされていることに驚きました。

南相馬市、郡山市でお話を伺いました。

アイガモ農法農家の方は、長年努力して築いた豊かな土壌を一瞬で汚染された悔しさを、畜産農家は「行政からは牛に草を食べさせると言われている。営々と築いてきた自然が価値を失った。原子力は人間が扱ってはいけないもの。」と語りました。

福島の方は多弁ではありませんが、少ない言葉の中に、悲しさ、悔しさ、怒りがにじみ出て、それを聴く私達の心を強く揺さぶります。

室内でも線量が0.5を超えていて、子ども達が将来ふるさとに戻ってくるという選択肢がなくなったことの悔しさ、将来の目標が見えない中、ギャンブルや飲酒に走る避難者が多くなっている絶望、子どもや孫が県外に避難し一人残っているとやる気が起きない現実。

被災地外では震災後の美談ばかりが語られ、現地で暮らす多くの方が背負っている現実にはなかなか伝わってきません。福島から遠く離れた九州には感じる事ができない現実に触れたこと、そして想像力を持って被害をとらえることの重要性を痛感しました。

これだけの被害を受けていながらも、原発事故後も原発再稼働を求める住民も多いとのこと。そこに、長年にわたって地域を原発漬けの依存体質にしてきた政治家と電力会社の罪の深さを感じます。

南相馬市の仮設住宅の芝生では子どもたちが無邪気に遊んでいます。

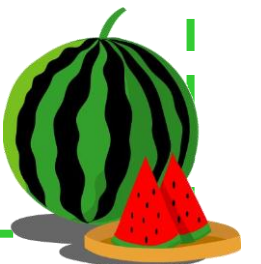
しかし、ここの線量は0.8μSv/h。これでは避難になっていません。地域を破壊し、何の責任もない子どもたちに重荷を背負わせてしまったことに大人としての責任を感じます。私達が子ども達の未来に残すべきは原発のない世界。

今、九州では5000人を超える市民が原発を廃炉にする裁判に立ち上がりました。

私にも仮設住宅で出会った子どもたちと同世代の子がいます。私たち弁護士は、依頼を受けた事件としてではなく、私たち自身の問題として、自分の子どもらを守るために戦っています。実際に、わが家でも3歳の末っ子も含めて子ども全員が原告となっています。私の家は九州電力本社のすぐそばにあります。でも、九電本社が近いとか関係ありません。私たちは声をあげます。今も毎日、私たちの仲間が九電本社前でテントを建てて抗議の声をあげ続けています。

国を相手に裁判して勝てるのかときかれます。私たちから言わせると、負けるわけがありません。なぜなら、私たちは勝つまで戦い続けるからです。

世界からすべての原発がなくなる日まで共に戦いましょう。





## ADR 第1回口頭審理の報告

弁護士 鳥飼康二

浪江町の事業者の方の営業損害について、平成24年5月末ころ、東京の原子力損害賠償紛争解決センターへADRを申し立てました。同事業者は、平成22年12月から事業を始め、原発事故直前まで、順調に売上を伸ばしていましたが、東日本大震災で発生した津波によって、平成23年2月以降の営業資料を失ってしまいました。

この申立てについて、東京電力は、「営業資料が存在する期間については、営業損害を支払う。しかし、営業資料が存在しない期間について、損害を認めない。また、原発事故後の営業損害についても、営業継続の可能性を認めることはできないから、損害を認めない。」などと、非常に形式的かつ不遜な答弁をしてきました。

弁護団は、協議を重ね、営業が継続していた可能性について補充資料を提出し、先日8月8日に開催された第1回目の口頭審理（調査官が直接、関係者から事情を聞き取る手続）に臨みました。

その結果、調査官は、「営業実績を証明する営業資料が一部でもある以上、例えその余の営業資料を失っていても、営業継続を前提に損害を認めることが原則である。東京電力は、営業損害を認めないというのであれば、なぜ認めることができないのか、具体的に説明せよ。」と、弁護団側に沿った見解を示し、一方、東京電力側を叱責しました。

今回のADR申立ては、多くの中小事業者の方の損害賠償請求について、非常に大きな意義を有しています。つまり、中小事業者の方は、様々な事情によって、営業資料を揃えることが必ずしも容易ではありません。このような場合、東京電力は、それを逆手にとって、表面上は「ご迷惑をおかけ致しました」と言うものの、損害賠償を頑なに拒否してきました。それに対して、今回のADR申立ては、入手できる営業資料をもとに合理的な営業損害を認定することへの扉を開いたといえます。

今後も、事業者や生産者の方々の生業の回復に向けて、弁護団一同、全力を尽くして参りますので、続報をご期待下さい。



## 『原発なくせ、完全賠償をさせる福島県北の会』

この被害者の会は、①東京電力と国に福島原発事故は人災と認めさせること、②住民が被った全ての損害に対して東京電力と国に納得のゆく金銭賠償をさせ、③あわせて生業の回復、環境と地域コミュニティの再生、健康被害の継続的対策など、完全賠償をさせることを目的として、2012年4月10日の結成総会で立ち上がりました。当日は230人が参加し、115世帯270人が入会しました。会員は福島県の県北地区（福島市、伊達市など）に住む人達です。

会では、まず会員へのアンケートを実施しました。多くの会員の声が寄せられました。

「放射能は目に見えない不安があり、精神的に毎日がすっきりしない。3.11以前に戻して欲しい。」

「今までは野菜や花を育て楽しい毎日でしたが、すべて奪われ、生きているうちに前の生活が出来るのか、とても悔しい。」

「目に見えないものへの長期にわたる果てしない恐怖、孫に『お外で遊べないんだよね。放射能が怖いから』と言われ涙が出てきました。思い切り外で遊ばせるために休日毎に県外に行っています。こんなこといつまで続ければいいのでしょうか。」

5月からは説明会・相談会を月2回のペースで開き、6月13日に開催された説明会（120人の会員が参加）には、東京電力の社員を呼びました。会員一人一人が質問を投げかけ、被害を訴え、怒りをぶつける説明会となりました。

7月12日には第2回総会が開かれ、原発の廃炉と再稼働中止を会の目的に追加すること、東京電力に対し請求書を集団で提出し損害賠償を求めて行くことが確認され、「被災者からの要求書」を決議しました。

8月1日には、東京電力に対し請求書の第1次集団提出を行いました。112世帯分で、損害賠償請求総額は2億4773万円になりました。

以上のような活動を支えているのは、会の事務局の11人です。週に1回、事務局会議を開き、夜遅くまで、ニュースの発行、説明会等の準備、請求書の取りまとめ、各団体への働きかけ、今後の活動方針などについて熱心に議論し、準備をしています。

会では、今後も9月3日、10月1日に第2次、第3次の集団提出を行う予定です。また集団訴訟についても定期的に生業弁護団と協議を進めています。そして、会員数1万人をめざし、多くの県民の訴え、怒りを結集して、国と東京電力とのたたかいを強めていきたいと考えています。

皆さんからのご支援をいただきながら、ともに完全賠償と元の環境を回復に向けたたたかいを進めていければと思います。

（弁護士 深谷 拓）

